

現行案(H25・1版)

# 流山市介護支援サポーター事業の全体図

**【目的】**  
 高齢者が介護支援サポーター活動を通じ、社会貢献することを推奨及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進と、市民の共同連帯の理念に基づき流山市介護支援サポーター制度を設け、もって活気あふれる社会を作ること。

**【法的根拠】**  
 介護保険法115条の45第1項、  
 地域支援事業実施要綱別記1(2)イ(イ)③  
 実施要綱の制定

**【対象】**  
 流山市の介護保険第1号被保険者で要支援・要介護認定を受けていない方  
 \* 転換交付金を受けるには、介護保険料の滞納・未納がないことが条件

**流山市**

①サポーター受入機関の登録に関する事務  
 ②転換交付金の受け付け～交付に関する事務

**サポーター受入機関(介護保険施設等)**

**【活動内容】**  
 ・レクリエーション活動時の補助(特技披露、囲碁・将棋の相手役を含む)  
 ・食事、おやつ配膳・下膳  
 ・洗濯物の整理・整頓  
 ・見守り、話し相手  
 ・その他職員の指示のもとに行う軽微かつ補助的な活動(施設敷地内の除草、移動等の補助等)  
 など

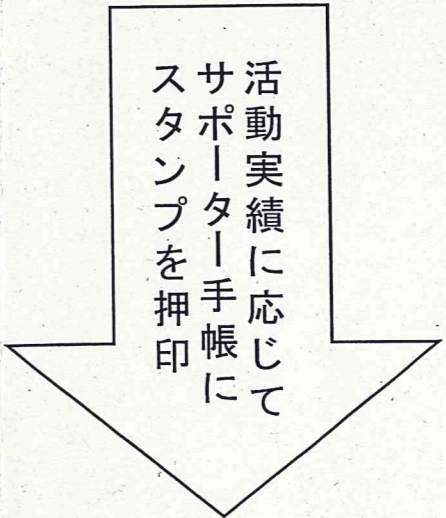
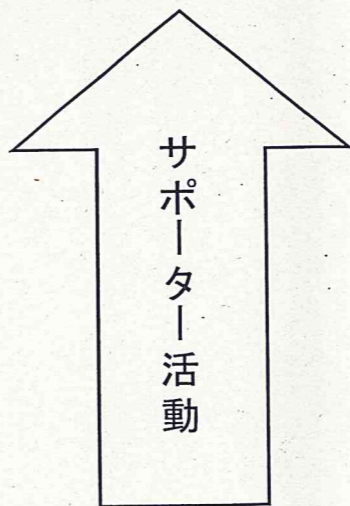
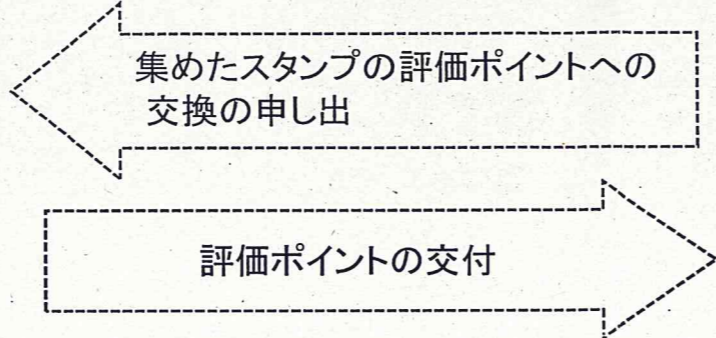
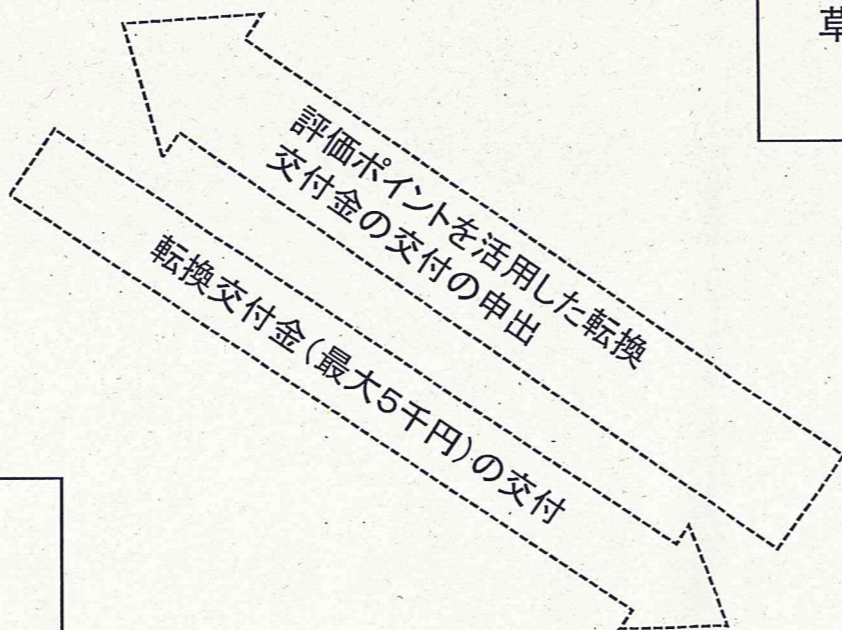
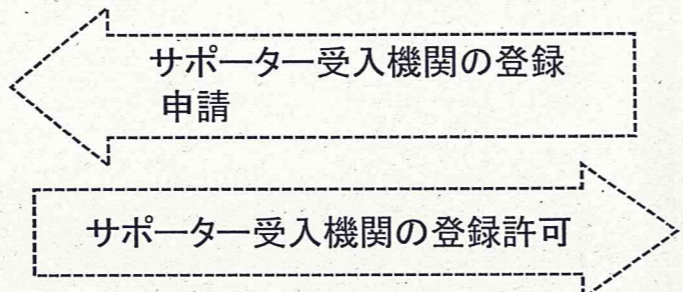
**サポーター管理機関**

①介護支援サポーターの登録  
 ②介護支援サポーターの育成  
 ③介護支援サポーター手帳の交付  
 ④サポーター活動先の紹介(一覧表配布)  
 ⑤評価ポイントの管理・付与  
 ⑥評価ポイントに応じた転換交付金の交付など

**介護支援サポーター**  
 (要介護(要支援)認定を受けていない流山市の介護保険第1号被保険者)

管理機関にサポーター新規登録を申出を行い、サポーター養成講座の修了後、登録を受ける(サポーター手帳の交付)。

サポーター管理業務委託契約



## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

第5期流山市介護保険事業計画では、医療、予防、生活支援、住まい等のサービスが適切に組み合わせられて提供される「地域包括ケアシステム」を確立することが重点課題である。その中心的役割を担う在宅サービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入を次のとおり計画している。

計画値	区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
		年利用者延べ人数	120人	240人	360人
	年利用者実人数	10人	20人	30人	

### ～ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要 ～

ア) 要介護認定者を利用対象とするサービス

イ) 提供するサービス

① 定期巡回サービス

原則1日複数回、介護職員が、定期訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護など、必要なサービスを必要なタイミングで提供する。訪問の回数、時間は、ケアマネジメントに基づいて決定される。

② 随時対応（訪問）サービス

利用者からのコール（専用回線）にオペレーターが対応し電話での助言対応を行う。また、必要に応じ介護職又は看護士の随時訪問サービスを行う。

③ 訪問看護サービス

医師の指示のもとに、看護師が利用者宅を訪問し看護サービスを提供する。

ウ) サービス利用計画は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の計画作成責任者が連携して作成・管理

介護報酬月額（地域区分による2.1%加算含む。）

要介護1 68,100円 94,646円

要介護2 113,535円 142,123円

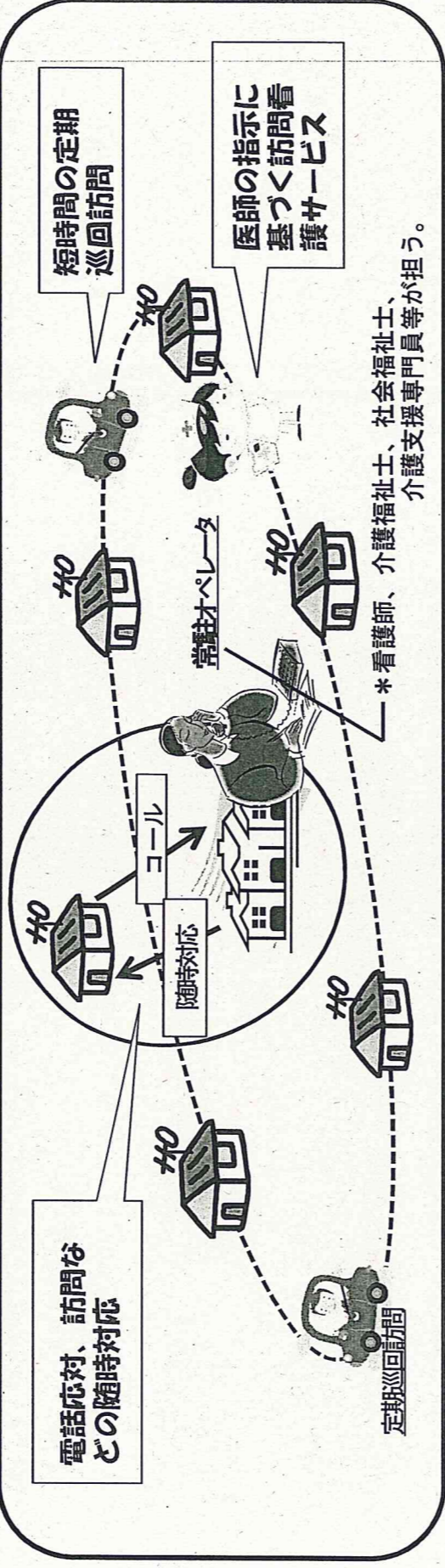
要介護3 181,738円 211,451円

要介護4 227,172円 258,415円

要介護5 272,607円 310,894円

\* 左側は介護のみの利用者の場合、右側は介護・看護の両方の利用者の場合の額

\* 連携先訪問看護事業所の報酬額は、要介護1～4が29,814円、要介護5が37,981円



### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る指定予定事業者

第5期介護保険事業計画に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定予定事業者の公募を行い、平成24年7月31日に開催した流山市地域密着型サービス事業者選考委員会に基づいて、同年8月9日付けで次のとおり事業者を選定した。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護指定予定事業者】

医療法人社団なごみ会 理事長 大津 直之

(流山市向小金3丁目147番地の2)

・ 基本情報

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業形態

： 連携型（訪問看護については、連携先の指定訪問看護事業所によりサービスを提供）による。

事業所予定位置：流山市東初石3丁目87番地の23

サービス提供地域：流山市全域

サービス提供開始予定時期：平成25年4月1日

選考手続きについて

\* 事業者公募・・・平成24年6月12日から同年7月12日まで

\* 公募申請事業者数・・・1法人

\* 選考手続き

流山市地域密着型サービス事業者選考委員会（委員数7名。別紙要綱参照）において、公募申請書類審査及びヒアリング審査を行い、別紙定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業者選考基準に基づいて評価した結果、当法人を指定予定事業者とすることに決し、この選考結果に基づき、同年8月9日付けで市長が決定を行ったもの

サービス提供開始までの流れ

・ 8月以降～

医療法人社団なごみ会は、事業者指定に向けて、事業所や必要な設備の整備、人員確保等の準備作業を進める。

・ 平成25年2月頃

医療法人社団なごみは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者指定申請を行う。

・ 平成25年3月

地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会で事業者指定に関し議題として協議

・ 市が平成25年4月1日付けで事業者指定し、サービス提供を開始